

第5回 UDCKTM データ倫理審査会 議事要旨

日時：2021年12月15日（水）12時30分～14時00分

場所：オンラインにて開催

○事務局より以下の事項につき説明

国立がんセンター東病院敷地内に新たに建設するホテルで行うサービス等について資料を用いて説明

（なお、上記ホテルの宿泊客はがんセンターの患者が多くなる想定であり、サービスとして共用部に AI カメラを設置したり、宿泊客がウェアラブルデバイスを着用したりすることで、データを取得する。そのデータを医療機関と連携することによって、宿泊客のケアを行ったり、生活の質を向上するサービスを検討している。）

○上記の説明を受けて委員から以下の意見および提言を受けた。

- 新たな取り組みであり、付加価値のあるサービスとなりうる。
- AI カメラのデータはクラウドベンダーに保存されると認識しているが、クラウドのデータの保存場所の国まで確認するべき。取得したデータのライフサイクルはどこかで規定されているか検討されているか。データの蓄積をする場合には目的・期間を明確にするべき。
- 今回の取組の医療行為に近い目的を鑑みると、データは長い期間保存したほうがいい場合もある。有事（倒れた場合など）にホテルに滞在している間の歩行データを見るなど、正当な医療行為として認められる場合もある。プライバシーの問題を考慮する必要があるが、医療行為や安全につながることもある。何を目的として、データ保管をするかを整理するべき。明確に目的・期間・手段を提示してデータを保管し医者に渡す、と明確にした方が良いサービスとなる可能性もある。
- 一般的なホテルの中を歩いている個人データは要配慮個人情報とはならないが、今回のホテルの利用者は医療行為を受ける方が大半であるとする、このホテルのサービスを受けるということ全体が医療行為の一連と考えられることもある。その場合、このホテル内のデータは要配慮個人情報になる可能性がある。オプトアウトによる個人情報の第三者提供が認められていないため、しっかりと説明して同意をとるといふ一連の流れを明確に決めておくべき。
- このホテルにおける利用者のデータの取得や利用については、チェックインの時に明確に説明して同意を得ることが重要である。オートチェックインなどの場合には画面で示すなどの対応が必要になる。利用者がチェックイン時に突然同意を求められて困るという事態を避けるために、ホテル利用の予約時に周知しておくのが望ましい。仮に全ての予約サイトに情報を掲示することは難しい場合には、例えば予約完了メールに記載して説明しておくことが考えられる。
- すでに AI カメラを街に設置しているが、今回の取り組みはホテル屋内につけるといふこと、対象として患者と患者以外が混在しておりその中で横断的に同意をとる、ということが違う点でありポイントである。
- PIA（プライバシー影響評価）についてだが、ISO に準拠した国内標準として、2021年1月に JIS X 9250 シリーズが固まった。それに基づいた解説を参照したり、PIA の専門家に相談するなどして、自己監査したものをこの審査会などに向け議論する形が望ましい。
- ウェアラブルデバイスに関しては、宿泊客が持参したデバイスを利用する場合には、意図せず過去のデータを連携してしまう可能性があるため、注意喚起や説明が必要となる。またホテルのチェックアウト後の連携にも気を付けるべき。

○事務局より次回の審査会に向け、いただいた意見を検討する旨回答し、閉会。